

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
9月6日
(火曜日)

目次

告示

地方卸売市場の開設者の地位の承継に伴う変更(流通企画室).....一

地方卸売市場の卸売業者の地位の承継に伴う変更(流通企画室).....一

土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課).....一

公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....二

労委公告

山口県労働委員会のおつせん員候補者.....三



山口県告示第三百五十二号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十五条の規定に基づき許可した地方卸売市場の開設者について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。

平成二十三年九月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 許可番号 農開第三八号
- 二 開設者の名称及び住所

名称	住所	名称	住所
株式会社山口県中央花市場準備会社	山口市嘉川六六六一	株式会社山口県中央花市場	山口市嘉川六六六一

- 三 地方卸売市場の名称及び所在地

山口花き地方卸売市場
山口市嘉川六六六一

- 四 変更年月日

平成二十三年九月一日

山口県告示第三百五十四号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十八条第一項の規定に基づき許可した地方卸売市場の卸売業者について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。

平成二十三年九月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 許可番号 農卸第四七号
- 二 卸売業者の名称及び住所

名称	住所	名称	住所
株式会社山口県中央花市場準備会社	山口市嘉川六六六一	株式会社山口県中央花市場	山口市嘉川六六六一

- 三 地方卸売市場の名称及び所在地

山口花き地方卸売市場
山口市嘉川六六六一

- 四 変更年月日

平成二十三年九月一日

山口県告示第三百五十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)以下「法」という。(第二十條の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十三年九月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 起業者の名称

社会福祉法人同朋福祉会

二 事業の種類

児童デイサービス及び多機能型事業所（生活介護・就労継続支援B型・就労移行支援）整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分

山口市朝田字三田地地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

児童デイサービス及び多機能型事業所（生活介護・就労継続支援B型・就労移行支援）整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十二条第三号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である社会福祉法人同朋福祉会は、障害福祉サービス事業を行うことを目的の一として定款に定め、かつ、借入れ等により本件事業に要する資金を調達していることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、障害児を対象としたデイサービスを行うための施設を整備することにより障害児の福祉の増進が図られること並びに障害者に対する生活介護、就労継続支援及び就労移行支援を行うための施設を整備することにより障害者の福祉の増進が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、交通の利便性が高いこと等を条件として、二案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

本件事業は、障害児を対象としたデイサービスを行うための施設を整備することにより障害児の福祉の増進を図るため、並びに障害者に対する生活介護、就労継続支援及び就労移行支援を行うための施設を整備することにより障害者の福祉の増進を図るため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所

山口市健康福祉部高齢・障害福祉課



(二七八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十三年九月六日から平成二十四年一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年九月六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール周南、星ブラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 合同会社西友

住所 東京都北区赤羽二丁目一番一号

代表者の氏名 ステイブン・ヘイズ・ディカ

下松商業開発株式会社 下松市中央町二一番三号

三 変更に係る事項の概要

金織 俊弘

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更に係る事項	変更前	変更後
野田 亨	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	野田 亨	ズ・ステイブン・ヘイズ・ディカス

大規模小売店舗に
おいて小売業を行
う者の代表者の氏
名

合同会社西友

"

"

四 届出年月日
平成二十三年八月二十四日
五 変更年月日
平成二十三年六月二十日



公 告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく平成二十三年八月二十五日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十三年九月六日

山口県労働委員会会長 大田 明 登

氏 名 略 歴

- 大田 明登 山口県労働委員会公益委員
弁護士
- 有田 謙司 山口県労働委員会公益委員
西南学院大学法学部教授
- 北本 時枝 山口県労働委員会公益委員
税理士
- 中村友次郎 山口県労働委員会公益委員
弁護士
- 山元 浩 山口県労働委員会公益委員
弁護士
- 岡本 博之 山口県労働委員会労働者委員
全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
- 杉本 郁夫 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会会長
- 鈴木 博文 山口県労働委員会労働者委員
全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟山口県支部長
- 鶴岡 純枝 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会常任執行委員

- 山近 和浩 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
- 岡田 和彦 山口県労働委員会使用者委員
宇部興産株式会社相談役
- 田中 一郎 山口県労働委員会使用者委員
山口県経営者協会専務理事
- 正木 宏明 山口県労働委員会使用者委員
株式会社トクヤマ顧問
- 松浦 秀子 山口県労働委員会使用者委員
日新運輸工業株式会社代表取締役社長
- 山田 義裕 山口県労働委員会使用者委員
宇部鉄工業協同組合理事長
- 瀧井 勇 前山口県労働委員会公益委員
- 中坪 清 前山口県労働委員会公益委員
- 大塚 健二 前山口県労働委員会労働者委員
- 中野 威 前山口県労働委員会労働者委員
- 宮本千代子 前山口県労働委員会労働者委員
- 坂田 守 前山口県労働委員会使用者委員
- 山中 直之 前山口県労働委員会使用者委員
- 橋本 雅寛 山口県労働委員会事務局長
- 藤林 昭久 山口県労働委員会事務局次長

平成二十三年九月六日印刷
発行

発行所

山口県知事
山口市